

令和8年度
相模原市農地等の利用の最適化の推進
に関する意見

令和7年10月3日

相模原市農業委員会

令和8年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見

貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、農業委員会の運営につきまして、格別な御理解、御支援を賜り厚くお礼申し上げます。

本市域は、都市部と中山間地域の2つの地域となっており、都市部では相続や生産緑地の解除等により、農地の減少や小規模分散化が続いております。また、中山間地域では、野生鳥獣等による被害が恒常化しており、営農意欲の減退から遊休農地を発生させる原因となっております。さらに、両地域の農家戸数の大半は自給的農家や小規模な販売農家となっており、共通の課題として、営農環境が整っていない小規模農家や新規就農者などへの支援、農業従事者の高齢化や担い手・後継者不足による農業者の減少への歯止めや遊休農地の発生防止・解消を図るための対策、担い手への農地集積・集約化の推進などいわゆる「農地等の利用の最適化の推進」が必要となっております。

農業を取り巻く環境が非常に厳しい状況にある中、本年3月には目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画が策定され、今後の農地等の利用の最適化の推進をより効率的、効果的に実施していくためには、農業委員と農地利用最適化推進委員の活動だけでなく、市が取り組む様々な施策との連携が重要です。

また、近年増え続ける自然災害の発生やウクライナ情勢等の影響による肥料や飼料の購入価格の高騰などのコスト上昇分が販売価格に転嫁できていない状況など、農業経営へ及ぼす影響が大きい中、本年4月には、昨年改正された食料・農業・農村基本法に基づく初の食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、農業経営の収益力を高め、農業者の所得の確保・向上を図るための具体的な施策が掲げられており、今後も引き続き、市が国・県と連携して迅速な対応や支援を行うことが必要となります。

本農業委員会では、こうした現状や課題等をはじめ日頃の活動を通じて得られた農業者等からの声を踏まえ、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての意見をまとめ、次のとおり提出いたします。

つきましては、農業者支援の充実のためのこれら意見の実現に向けて、令和8年度の市施策の立案・実施に当たり、特段の措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

令和7年10月3日

相模原市長 本村 賢太郎 様

相模原市農業委員会 会長 阿部 健

1 都市農業の推進について

多くの市民を抱える大消費地としての立地の優位性を生かして、市民に新鮮で安全・安心な農産物を提供する地産地消の推進による販路拡大により、地域の中心的な経営体をはじめ、新規就農者や小規模農家など多様な担い手の農業所得の向上を目指す様々な取組を行うことや、食農教育の推進、学校給食における地場農産物の利用拡大など、都市農業を推進していくため、次の施策を行うこと。

(1) 地産地消の推進による販路拡大について

ア 市内で様々な農産物が生産されていることや、その旬の時期などについて消費者の世代別に効果的な手法でアピールをするとともに、地場農産物や地場農産物加工品のブランド化、販路拡大、生産支援など生産振興を強化すること。

イ 農協農産物直売所や農協と連携し、生産者や販売者などへの地産地消の更なる推進に資する調査結果や検討結果の情報提供に努め、また、生産者・販売者・消費者との情報交換や交流を深める取組を推進すること。

ウ 食農教育を推進するため、食への理解・関心を深め、農業の大切さを学べる取組として、未就学児童や小・中学生に向けた農業者等による出前授業や、学校農園など栽培から関わる農業体験等を継続・拡充すること。

エ 学校給食における地場農産物の利用拡大を図るため、小・中学校、義務教育学校と農業者の連携が深まるよう、両者の情報交換や交流の機会を積極的に作ること。また、市内全域でより多くの農業者の農産物が学校給食に活用できるような体制づくりをするとともに、納入業者の登録方法や発注から納入までの流れを分かりやすく農業者へ周知すること。

オ 市内に多くみられる小規模農家の販売先を確保するため、一定の地域エリアごとの直売所の設置など、農協等関係機関と連携した支援策を進めること。

(2) 援農ボランティアは農作業をサポートするために必要であるとともに、市民が農業の理解を深める機会となることから、それぞれの農協と連携し、援農ボランティアを育成し増やしていくための取組を支援すること。

(3) 農業生産コストの増加等への対応について

肥料、飼料及び農業資材等の購入価格の高騰が続き、農業経営を取り巻く状況が厳しい中、国・県の様々な施策について情報収集を行い、国・県の交付金や補助事業を積極的に活用するとともに、引き続き、国・県に対して継続的な支援を要望すること。また、市として、農業生産コストの増加に対応する給付金の支給をはじめ、継続的な支援に取り組むこと。

(4) 農業の脱炭素化に向けた環境配慮型農業の推進について

ア 「みどりの食料システム戦略」など国の動向や、肥料・資材代高騰などの情勢を注視し、化学肥料や化学農薬の使用量を低減した環境配慮型の農業や、有機農業の取組面積の拡大について、県及び農協等の関係機関と連携して取り組み、農業者へ補助制度等の情報提供や、農業者や消費者への周知啓発に努めること。

イ 市が策定した「有機農業実施計画」について、計画や実施する事業の概要を広く農業者へ周知するとともに、有機農業の生産段階の推進や有機農業で生産された農産物の流通などへの取組を進めるとともに、学校給食への導入についても検討すること。

(5) 都市農業の周知啓発について

ア 生産緑地の保全に向けて、特定生産緑地制度、生産緑地貸借制度及び生産緑地地区における農業関連施設の建築規制の緩和などについて、農業者に対する情報発信を継続すること。

イ 都市農業や農地が、食料の供給だけでなく、食及び食を支える人々の活動への理解を深める場、交流の場、良好な景観の形成や防災空間など多面的な機能を有していることを本年度策定予定の都市農業振興ビジョンに明記するとともに周知啓発し、市内における農業への理解促進を図ること。

(6) 総合的な相談体制の充実について

補助金や農地のあっせんなど農業者の様々な相談や手続きについて、効率的・迅速に対応するため、農業委員会・農協等の関係機関と綿密な連携を図るとともに、相談会の開催やホームページの充実など、相談しやすい体制づくりや分かりやすい情報発信に取り組むこと。

2 遊休農地の発生防止・解消について

遊休農地については、農業者の高齢化や担い手不足等のほか、鳥獣被害による営農意欲の減退など、様々な要因により発生している。

特に、津久井地域におけるニホンザル、イノシシ、ニホンジカ等や、旧市域におけるアライグマ、ハクビシン、タヌキ等による農作物への被害は深刻な問題であり、営農意欲の減退から遊休農地を発生させる大きな原因となっている。

鳥獣被害対策をはじめ、遊休農地の発生防止・解消に向けて、次の施策を行うこと。

(1) 遊休農地の発生防止・解消に向けた取組について

ア 本農業委員会では、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地利用状況調査や遊休農地の所有者への利用意向調査などにより、遊休農地への対策に取り組んでいるが、市においても、遊休農地の発生防止・解消に向けた取組や、雑木林化した農地等の荒廃地周囲の営農環境を悪化させない取組について支援すること。

イ 遊休農地の発生の防止に向け、将来農業経営を継承する又は農業経営に携わって間もない農業後継者のサポート体制の構築や、相続等により農業を継続できない場合に農地のあっせんなどを行う相談体制づくりについて検討すること。

(2) 鳥獣被害への対策について

ア シカやイノシシなどの鳥獣被害は、農作物の損害だけでなく、営農意欲の減退に繋がるため、津久井地域だけでなく旧市域も含めて対策を充実させること。電気柵設置補助金の予算拡充、箱ワナ等で捕獲したハクビシンやタヌキ等の小型鳥獣の処分に係る支援に取り組むこと。

イ 「鳥獣被害防止計画【第3期】」に基づき、地域住民・農業者・有害鳥獣対策協議会・市が一体となって取組を進め、農協・猟友会等との連携により、相談窓口を充実すること。また、ツキノワグマの出没が増え、人命に関わる危険や農作物被害が懸念されるため、速やかに生息の実態調査を取りまとめるとともに狩猟の自粛の見直しを含めた方針を示すよう県に要望すること。

ウ ニホンザルについては、藤野地区（小淵・佐野川・沢井・吉野）や相模湖地区（小原・千木良・与瀬）においては、県境をまたぐニホンザルの個体群の被害が継続していることから、隣接都県と連携して効果的な対策を講じること。また、津久井地

区（青野原・鳥屋）におけるニホンザルの個体群の被害も増えていることから、県を中心に関係機関との連携により効果的な対策を講じること。

エ 津久井地域におけるヤマビル被害を減らすために、農業者等への啓発活動や生息域の拡大を防止するための対策を充実させること。

オ 全国での先進的な取組事例を調査し、各地域の状況に応じた実効性の高い鳥獣被害対策を講じること。ドローン（小型無人飛行機）を活用した野生生物の実態把握や追い払い等の実用化に向けた取組を継続するとともに、鳥獣被害対策実施隊の設置等、狩猟者の高齢化に対応した施策について検討すること。

3 担い手への農地利用の集積・集約化及び営農環境の整備について

農地の有効利用を図り、担い手の確保と農業経営の規模拡大及び農地の集団化を進めるとともに、営農環境を整備するため、次の施策を行うこと。

(1) 「相模原農業振興地域整備計画」の農用地利用計画に掲げられた既存農道の補修、未整備農道や用水路の整備等について取組を進めること。特に次の地区については、重点的に進めること。

ア 大島諏訪森下地域の水田地帯については、水稻作の活性化を進めるに当たり、大型農機の導入等の環境を整えるため、外周道路・基幹農道の整備に加え、現在の狭い農道の改良を行うこと。

イ 大沢地区内の農用地については、農地間の境界が分かりづらく、集積・集約化が進まない一因となっていることから、境界を明確化するための支援を検討すること。

ウ 金原地区の農業振興と、これを基軸とした地域の活性化を目指す基本構想に基づき、地域の農業者との意見交換や情報提供を行い、営農環境や生産性の向上を図られるように、金原地区の土地改良事業計画の概要の検討を進めること。

(2) 「地域計画」については、農業者の意向を踏まえながら随時見直し、関係機関との協議により役割分担を明確にし、連携しながら進めること。また、農業者に対して必要となる情報を随時周知すること。

(3) 市で調査した地下水及び道保川で有機フッ素化合物（P F A S）であるペルフルオ

ロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）が指針値を超えて検出されており、今後も定期的に状況を確認するとともに、周辺の農業者等への情報提供を行うこと。

- (4) 資材置場等の設置に伴い、周辺農地の営農環境や生活環境が悪化することのないよう、国・県と情報共有しながら、市独自の条例の制定を検討するなど、対策を講じること。

4 新規参入の促進について

農業者の高齢化や担い手・後継者不足による農業者の減少に歯止めをかけるため、将来にわたって農業を支えていく新規参入者に対する総合的な支援として、次の施策を行うこと。

- (1) 農協やかながわ農業アカデミー等と連携しながら、市内の高校や大学に農業の魅力をPRするなど、市内に新規参入者を増やすための取組を推進すること。

特に、かながわ農業アカデミーと市内農業者の研修生の受入れ実績などの情報共有を図り連携すること。

- (2) 新規参入希望者に対して、就農前の研修に係る補助・支援制度など必要な情報が広く行き渡るように周知すること。

- (3) 参入して間もない農業者について、早期に経営が安定するよう、年齢にかかわらず、農業経営の安定化、農業技術の向上をはじめ、農機具や作業場の確保に係る相談などに対する支援を充実すること。

また、親元就農では定年後に就農する人が多いことから、国・県に対して、50歳未満に限定されている新規就農者向けの補助制度について、50歳以上の新規就農者を交付対象とするとともに、親元就農の場合の交付要件を緩和するよう要望すること。

- (4) 新規就農者の販路の確保や納品までの効率化など、農協と連携を図りながら積極的な支援を行うこと。